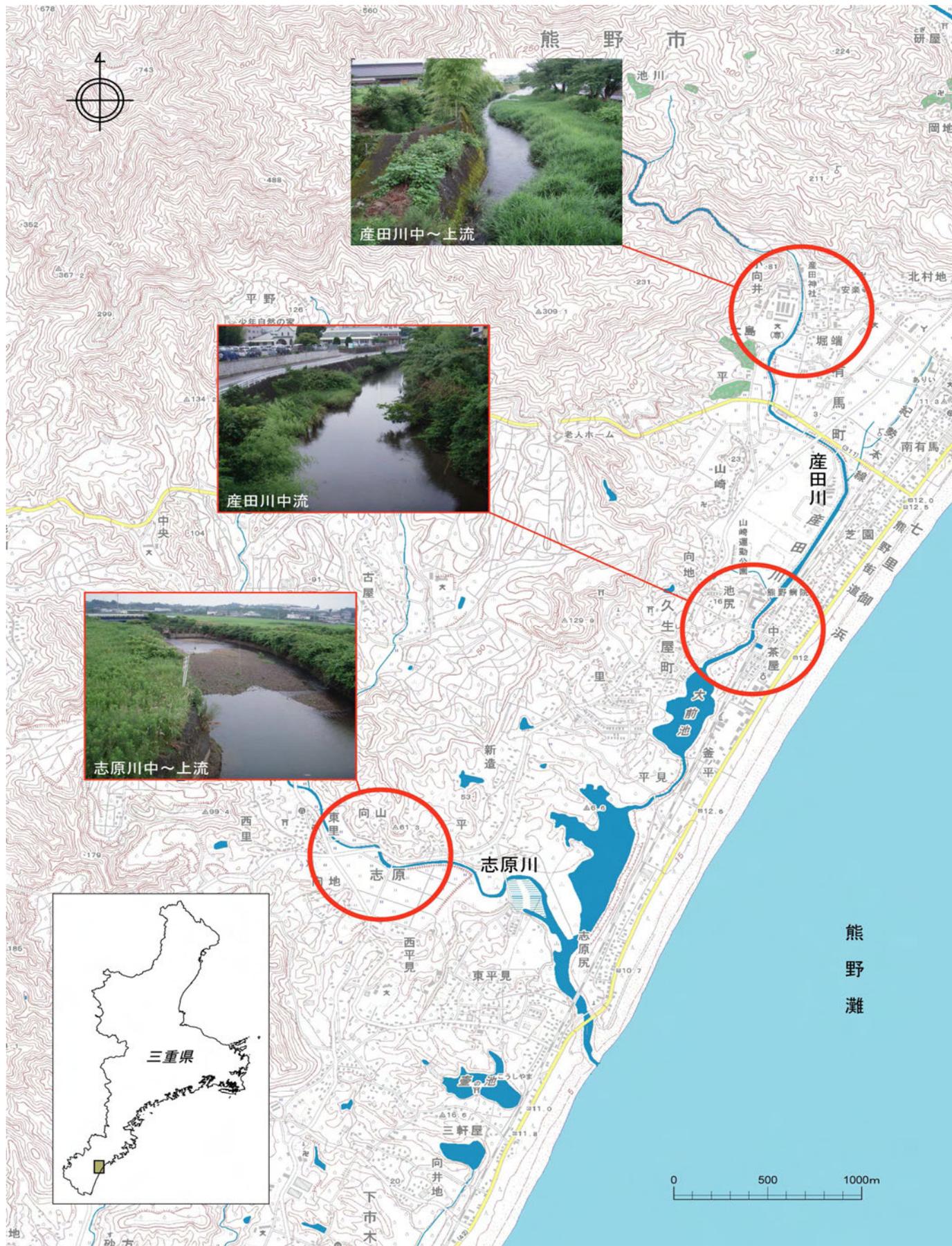


志原川水系 身近な生き物ガイドマップ (魚編)

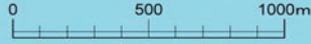


三重県熊野建設事務所

平成21年1月作成



熊野市



熊野灘

志原川の概況

志原川は、牟婁山地の長尾山に水源を発し、産田川、池尻川、後呂川、池川等の支川を合わせて熊野灘に注ぐ、流域面積23.6km²、幹川流路延長6.5kmの二級河川です。（志原川河川改修事業全体計画より）
流域は熊野市、御浜町の1市1町で構成され、沿線市町村人口は約3万人です。

河川水辺の国勢調査について

国土交通省及び自治体により、全国109の一級水系の河川及び主要な二級水系の河川や直轄・水質源開発公団管理のダム及び補助ダムについて、河川を“環境”という観点からとらえた基礎情報の収集整備を目的とした「河川水辺の国勢調査」が実施されています。

熊野建設事務所でも志原川水系に生息する生き物を調べる「河川水辺の国勢調査」を実施しています。これまで志原川水系の志原川と産田川では3回の調査を実施しており、合計26種の魚が確認されました。このなかにはメダカやカマキリなど近年生息数が減少している貴重な魚が含まれ、要注意外来生物に指定されているタイリクバラタナゴも確認されています。

	<p>1) ウナギ ◆生息環境 降河回遊魚で河川の中・下流域、汽水域、湖に生息し、時には川の上流域に生息することもある ◆食性 水生昆虫、小魚、貝、エビ、カエル類等</p>		<p>7) ヒメハヤ属 ◆生息環境 河川上流域から中流域、山間の湖沼 ◆食性 水生・落下昆虫等、付着藻類、植物種子</p>		<p>13) カマキリ ◆生息環境 降河回遊魚で川では中流域を中心に生息する ◆食性 肉食で、幼魚は水生昆虫、成魚はアユやヨシノボリ等を食べる</p>
	<p>2) コイ ◆生息環境 河川の中・下流、池沼等 ◆食性 底生動物を中心とした雑食性</p>		<p>8) モツゴ ◆生息環境 湖や池沼、それに続く細流や川の下流域 ◆食性 ユスリカ、イトミミズ等の底生動物</p>		<p>14) ウキゴリ ◆生息環境 川の汽水域から中流域 ◆食性 動物食で水生昆虫や幼魚やエビ類を食べる</p>
	<p>3) ギンブナ ◆生息環境 河川の下流域、池、湖沼等 ◆食性 雑食性で、底生動物、藻類等</p>		<p>9) タモロコ ◆生息環境 川の中・下流域や細流、湖沼、池、水田等 ◆食性 動物食にかたよった雑食性でユスリカ、イトミミズ、水草やヨシノボリの幼魚、湖沼ではプランクトンも食べる</p>		<p>15) アンシロハゼ ◆生息環境 内湾や汽水域、あまり上流へは上らない。 ◆食性 雑食性で、底生動物や藻類を食べる</p>
	<p>4) タイリクバラタナゴ ◆生息環境 平野部の浅い池沼や、河川敷内の池、あるいは河川や灌漑水路 ◆食性 雑食性で、付着藻類、小型底生動物等</p>		<p>10) ドジョウ ◆生息環境 河川の中～下流域にかけてと、これにつながる用水路、水田、湿地 ◆食性 雑食性で、甲殻類、イトミミズ類、珪藻、植物の茎、根、種子などを食べる</p>		<p>16) シマヨシノボリ ◆生息環境 両側回遊魚で河川では中流域を中心に生息し、大河川にも小河川にも分布する ◆食性 雑食性で主に付着藻類や水生昆虫を食べる</p>
	<p>5) オイカワ ◆生息環境 河川の中・下流域及び湖沼 ◆食性 付着藻類、水生・落下昆虫等、生息環境により多様な食性を示す</p>		<p>11) ナマズ ◆生息環境 湖沼、河川の中・下流域 ◆食性 稚魚は底生動物を主に食べ、水草の破片を食べることもある。成魚は魚類、甲殻類、貝類を食べる</p>		<p>17) ママチチブ ◆生息環境 川の汽水域から中流域、汽水湖、ため池など、きわめて多様な場所にあらわれる ◆食性 雑食性</p>
	<p>6) カワムツ ◆生息環境 流れの緩やかな淵を好む。オイカワがアユに追われて淵に移った場合は、圧迫され淵にでることもある ◆食性 水生・落下昆虫等、底生藻類、生息環境により多様な食性を示す</p>		<p>12) メダカ ◆生息環境 池、湖沼、用水路、河川の下流域等 ◆食性 雑食性で、プランクトン、小さな昆虫等を食べる</p>		<p>18) チチブ ◆生息環境 河口域や下流域の、礫・転石や各種の人工投棄物などのある場所に集まり、隠れ場を占有する傾向もある ◆食性 雑食性で、藻類や各種の無脊椎動物、小型の魚類などを食べる</p>

確認された魚種リスト

生活型	No.	科名	種名	生息域			重要種などの指定状況				志原川			産田川					
				海水域	汽水域	淡水域	文化財保護法	環境省	三重県	外来生物法	中～上流			中流			中～上流		
											'95	'03	'08	'95	'03	'08	'95	'03	'08
汽水・海水魚 回遊魚	1	ハゼ科	アシシロハゼ	■	=					EN		○	○		○	○			
	2	ウナギ科	ウナギ	=	=					DD		○	○		○	○			
	3	コイ科	ウグイ	=	=	■						○							
	4	アユ科	アユ	=	=	■						○					○		
	5	カジカ科	カマキリ	=	=					VU	VU		○						
	6	ハゼ科	ボウスハゼ	=	=							○					○		
	7		ウキゴリ	=	=	■											○		
	8		ゴクラクハゼ	=	=	■						○			○				
	9		シマヨシノボリ	=	=	■						○	○	○	○	○	○		
	10		ヌマチチブ	=	■	■						○	○	○	○	○			
	11		チチブ	=	■	■						○			○				
			チチブ属	=	■	■								○					
純淡水魚	12	コイ科	コイ		■	■						○	○	○		○	○		
	13		ゲンゴロウブナ			■						○			○				
	14		ギンブナ			■						○	○	○	○	○	○		
			フナ属			■						○	○	○	○	○	○		
	15		タイリクバラタナゴ			■					要注意				○				
	16		オイカワ			■						○	●	●	○	●	●		
	17		カワムツ			■						○	○			●	●		
	18		ヌマムツ			■						○					○		
	19		ヒメハヤ属			■											○		
	20		モツゴ			■						○	○	○	○	○	○		
	21		タモロコ			■									○		○		
	22	ドジョウ科	ドジョウ			■						○	○		○	○	○		
	23	ナマス科	ナマス			■						○	○	○	○	○	○		
	24	メダカ科	メダカ		■	■				VU	NT		○	○	○				
	25	サンフィッシュ科	ブルーギル			■						特定	○		○	○			
26		オオクチバス(ブラックバス)			■						特定	○		○					
種数							0	3	2	2	10	13	12	9	11	14	5	10	10

表中の凡例は以下のとおり。

・生息域

■：マークされた水域に生息する種，＝：マークされた水域を通過する種

・重要種などの指定状況

文化財保護法：「文化財保護法」（法律第214号、昭和25年）に基づく天然記念物及び特別天然記念物

環境省：「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物I及び植物IIのレッドリストの見直しについて」（環境省、平成19年8月3日）の掲載種

三重県：「三重県レッドデータブック2005 動物」（三重県、2006）の掲載種

外来生物法：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号、19年法律第33号改正）の掲載種

EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧ⅠI類

NT：準絶滅危惧

DD：情報不足

特定：外来生物法指定の「特定外来生物」

要注意：外来生物法指定の「要注意外来生物」

・魚類の生息状況

○：生息確認

●：100個体以上確認

・表中のハッチング

特に重要な種：環境省または三重県で CR（絶滅危惧ⅠA類）またはEN（絶滅危惧ⅠB類）

重要な種：環境省または三重県で VU（絶滅危惧ⅠI類）またはNT（準絶滅危惧）またはDD（情報不足）

外来生物法掲載種：外来生物法の掲載種

連絡先

三重県熊野建設事務所 事業・用地推進室 流域課
0597-89-6144